

資料編

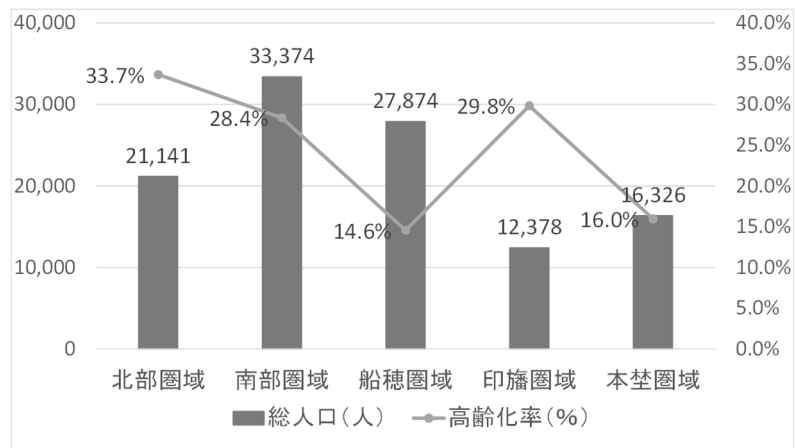
1. 地域福祉に関する地区別状況

(1) 圏域別人口等の現状

圏域別人口をみると、南部圏域が33,374人と最も多く、次いで船穂圏域が27,874人となっています。また、人口が少ない圏域では、印旛圏域が12,378人と最も少なく、次いで本埜圏域が16,326人となっています。

また、圏域別高齢化率をみると、北部圏域が33.7%と最も高く、次いで印旛圏域が29.8%となっています。反対に高齢化率が低い圏域をみると、船穂圏域が14.6%と最も低く、次いで本埜圏域が16.0%となっています。

【圏域別の総人口と高齢化率】



資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和6年4月1日現在）

(2) アンケート調査結果及び地域懇談会実施結果からみた現状

本計画を策定するにあたり、アンケート調査と地域懇談会を実施しました。以下はその概要です。

市民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ■調査対象者：印西市在住の18歳以上の方（無作為抽出） ■調査期間：令和6年11月1日～11月12日 ■調査方法：郵送配布、郵送またはオンラインでの回答 ■回収結果：配布数3,000件、有効回収数1,569件、有効回収率52.3%
地域懇談会	<p>市民から地域福祉についての現状や意見等を聞く場として実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ■テーマ：①「身近な地域で気になるケース」の共有 ②「地域でできるとよいこと」の検討 ■開催場所：市内5つの包括圏域それぞれで1回ずつ開催 ■開催日時：令和7年2月13日（木）、17日（月）、20日（木）、27日（木）、28日（金）、いずれも13：30～15：00 ■参加者数：計67人

アンケート調査の分析結果、また圏域ごとに開催された地域懇談会の実施結果からみた主なポイントは、次のとおりです。

北部圏域

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 本市での居住年数について、「25年以上」の居住者の割合が、木下地区で58.5%、小林地区で58.7%、大森・永治地区で68.8%と、市全体（45.8%）より高くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについては、「高齢者の暮らしに関すること」（木下地区52.1%、大森・永治地区60.2%）や「防犯に関すること」（小林地区56.0%）がそれぞれの地区で最も高くなっています。
- 木下地区では、日々の買い物で困っていることについて、「日々の買い物をする店が近くにない」（37.2%）が、市全体（14.5%）よりも高くなっています。
- 大森・永治地区では、隣近所とのつきあいについて、「何かあったときすぐ助け合える関係」の割合（38.7%）が、市全体（17.9%）より高くなっています。一方、移動手段の確保で困っていることに関して、「公共交通が通っておらず移動が不便」（29.0%）が、市全体（17.1%）よりも高くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 身近な気になるケースとしては、高齢者のことを挙げた方が多く、「車の運転ができない方・免許を返納している方が通院や買物に困っている」等の意見が挙げられています。また、そうしたケースに対する支援の難しさとして、「どういった支援をすべきかわからない」「移動支援等の社会資源があるが都合良く利用できない」等の意見が挙げられています。
- 地域でできるとよいことについて、市民・団体のできることとしては「買い物の代行や手伝い」、行政との協働が必要なこととしては「移動支援の充実」「ふれあいバスをいろいろな地域に」「ふれあいバスの停留所・便数を増やす」等の意見が挙げられています。

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 本市での居住年数について、「5年未満」の居住者の割合（19.5%）が、市全体（13.6%）より高くなっています。
- 隣・近所とのつきあいについて、「あいさつをする程度」の割合（50.0%）が、市全体（43.2%）より高くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「子どもの暮らし・子育てに関すること」（37.4%）が上位に挙げられているとともに、市全体（25.9%）より高くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 身近な気になるケースとしては、高齢者・独居者のことを挙げた方が多く、「免許を返納している方が通院や買物に困っている」「足腰が弱っていて、最寄りのスーパーに行くのも大変」等の意見が挙げられています。また、そうしたケースに対する支援の難しさとして、「要支援レベルの為、自分で何とかしないといけない」等の意見が挙げられています。
 - そのほか、子育て世帯のケースとして、「急なお迎え依頼が保育園から来た際、行くのに時間がかかるため、他にお迎えに来る人がいない時に困る」という意見が挙げられています。
 - 地域でできるとよいことについて、市民・団体のできることとしては「人と人をつなぐ行事をたくさん企画する」「土、日、いつでも利用出来る居場所を各地につくる。（住民が歩いて行ける所）」などのつながりづくり・居場所づくりに関する意見が多く挙げられています。また、行政との協働が必要なこととしては移動手段に関するもののほか、「土、日に小・中学校を利用しボランティアで運営（モルック、ユニカール等）」「『行政に何でも相談ができる場所』を各地に（市役所内の「福祉の総合相談窓口」拡充）」等の意見が挙げられています。
-

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 隣近所とのつきあいについて、「あいさつをする程度」の割合が、ニュータウン中央北地区で48.4%、ニュータウン中央南地区で53.1%と、市全体（43.2%）より高くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、ニュータウン中央北地区では「高齢者の暮らしに関すること」（58.7%）が最も高く、市全体（47.0%）より高くなっています。また、ニュータウン中央南地区では「防犯に関すること」（50.2%）が最も高くなっています。
- 地域組織・団体の非加入者の割合は、ニュータウン中央北地区では31.9%である一方、ニュータウン中央南地区では47.2%と、市全体（38.8%）より高くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 身近な気になるケースとしては、高齢者・独居者のことを挙げた方が多く、「家の中で転んで歩けない」「閉じこもり気味」「購入した補聴器の具合が合わず、会話をスムーズにできない」等のケースが挙げられています。また、そうしたケースに対する支援の難しさとして、「集りの場等に誘うが耳が遠く会話に入れない」「声を大きく会話するのは人前で気になる」等の意見が挙げられています。
 - 地域でできるとよいことについて、市民・団体のできることとしては「カフェでお話、マージャンでゲーム」「誰もが集える場（空き家）を集う人たちで運営する」「地域の農家が農産物を提供（こども食堂）」など、居場所づくりに関する意見が多く挙げられています。また、行政との協働が必要なこととしては「高齢者に対するタクシー券の配布」「集まりの場への送迎」等の意見が挙げられています。
-

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 隣近所とのつきあいについて、「何かあったときにはすぐ助け合える関係」の割合（24.3%）が、市全体（17.9%）より高くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「移動手段の確保に関すること」（58.7%）が最も高いとともに、市全体（43.7%）より高くなっています。また、「高齢者などの買い物弱者に関すること」（52.9%）も、市全体（31.3%）より高くなっています。
- 日々の買い物で困っていることについて、「日々の買い物をする店が近くにない」（31.7%）が、市全体（14.5%）よりも高くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 身近な気になるケースとしては、高齢者のことを挙げた方が多く、「急に体調をくずした時、すぐ行動できない（車の運転ができない、親族が近くにいない）」「高齢者2人暮らしで、認知症が進んでいる」等のケースが挙げられています。また、そうしたケースに対する支援の難しさとして、「どこまで入り込んでいいか判断に困る」「まだ自分達だけでなんとかかなると思っている」等の意見が挙げられています。
 - 地域でできるとよいことについて、市民・団体のできることとしては「ちょっとした事を手伝ってもらえる人、場所」「高齢者と子供の年の差フレンズ作り」「地域の農家が農産物を提供（こども食堂）」等の意見が挙げられています。また、行政との協働が必要なこととしては、移動手段に関する意見が多く挙げられているほか、「高齢者向け学校（週1程度）」「高齢者が身近な課題で相談できる窓口がほしい（課題例：電球切れ／蛇口の漏れ／スマホの使い方など）」「支援情報の集約、見ためなどの向上（フォーマットの統一など）」等の意見が挙げられています。
-

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 本市での居住年数について、「5年未満」の居住者の割合（26.6%）が、市全体（13.6%）より高くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「防犯に関すること」（58.9%）が最も高くなっています。また、「子どもの暮らし・子育てに関すること」（35.5%）について、市全体（25.9%）より高くなっています。
- 知っている福祉の相談窓口について、「各地域包括支援センター」（36.4%）が市全体（42.1%）より低くなっている一方、「こども家庭センター（子ども家庭課）」（17.3%）について、市全体（10.6%）より高くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 身近な気になるケースとしては、高齢者のことを挙げた方が多く、「移動手段で困っている（買い物・病院・市役所・気晴らしのお出かけ）」等のケースが挙げられています。また、そうしたケースに対する支援の難しさとして、「ボランティアでは限界がある」等の意見が挙げられています。
 - そのほかのケースとして、「精神疾患のある方で、自宅での生活に限界があるが、高齢者施設の対象ではなく、また支援が必要だという自覚がない」「母と息子の2人暮らして、息子が働かず、高齢の母が家事（買物・調理・庭の手入れ）を行っている」等のケースが挙げられています。
 - 地域でできるとよいことについて、市民・団体のできることとしては「高齢者が集まり散歩しながら地区のパトロール（防犯）」等の防犯に関する意見、「送迎の対応（自宅から駅やバス停まで等）」等の移動に関する意見が挙げられています。また、行政との協働が必要なこととしては「高齢者の実際のニーズに合った移動手段の検討（アンケートと実態に乖離がある）」「地区毎の防災マニュアル」等の意見が挙げられています。
-

2. 計画の策定経過

開催日時	会議・市民参加手続等	主な内容
令和6年11月1日 ～11月12日	市民・団体アンケート調査	■印西市の地域福祉に関する市民・団体アンケート
12月18日	第1回印西市地域福祉計画推進委員会	■地域福祉計画について ■第5次印西市地域福祉計画策定に係るアンケート調査の結果報告について ■地域福祉計画策定に向けて今後の進め方
令和7年 2月13日～28日	地域懇談会	■市内5圏域それぞれの会場で実施
3月25日	第2回印西市地域福祉計画推進委員会	■地域懇談会の結果について
8月1日	第3回印西市地域福祉計画推進委員会	■第4次印西市地域福祉計画の令和6年度実績報告について ■第5次印西市地域福祉計画骨子案について
12月9日	第4回印西市地域福祉計画推進委員会	■第5次印西市地域福祉計画素案について
12月26日 ～令和8年1月16日	パブリックコメント	■結果：市民コメント9件（2名）
2月9日	第5回印西市地域福祉計画推進委員会	■パブリックコメントの実施結果について ■第5次印西市地域福祉計画（最終案）について

3. 印西市地域福祉計画推進委員会設置条例

○印西市地域福祉計画推進委員会設置条例

令和6年9月26日条例第30号

印西市地域福祉計画推進委員会設置条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。）第107条の規定に基づき、市が策定する印西市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、印西市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 計画の推進及び評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 地域福祉活動を実践している者
- (5) 保健医療関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の書面開催)

第7条 委員長は、会議を招集する暇がないと認めるときは、期日を指定して書面により委員の賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前項の場合において、指定の期日までに到着しないものは、議決の数に加えないものとする。

(関係者の出席等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を述べさせ、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による委員会の委員の委嘱に関し必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

4. 印西市地域福祉計画推進委員会 委員名簿

(敬称略)

委員区分	氏名	所属	備考
市民の代表者	オオシタ マコト 大下 誠	公募委員	
	シマダ タカオ 嶋田 孝雄	公募委員	
学識経験を有する者	マツヤマ タケシ 松山 毅	順天堂大学 スポーツ健康科学部健康学科 先任准教授	委員長
社会福祉法人関係者	コンドウ コウイチロウ 近藤 幸一郎	社会福祉法人 印西市社会福祉協議会	
	ミシマガミ タケル 三島木 健	社会福祉法人 秋桜会	
地域福祉活動を実践している者	ヤノ タダユキ 矢野 忠行	印西市民生委員児童委員協議会	副委員長
	イワモト キヨシ 岩本 清	印西市社会福祉協議会船穂・そうふけ支部	
	ヒラノ コウジ 平野 浩二	印西市商工会	
	カサイ ユキオ 笠井 幸夫	印西市町内会自治会連合会	
	タバタ カズオ 田畑 一生	公益社団法人 印西市シルバー人材センター	
	シノダ ヨシノリ 篠田 吉範	印西地区保護司会	
	ツカダ マサユキ 塚田 昌幸	社会福祉法人 印旛福祉会 いんば障害者相談センター	
	スズキ サチコ 鈴木 幸子	本埜地域包括支援センター	
保健医療関係者	サクマ イクミ 佐久間 郁美	印西総合病院 地域連携室	
市長が必要と認める者	ミコシバ ヒロシ 御子柴 寛	印西市校長会 印西市立六合小学校	

任期：令和6年12月18日～令和8年12月17日

5. 用語解説

用語	説明
インクルーシブ	障がいの有無や年齢、国籍等に関わらず参加・利用できるなど、誰もが排除されない状態のことです。「包括的」「包摂的」とも訳されます。
いんざいワーク・ライフサポートセンター	働くことや生活等について困りごとを抱える市民を対象に、専門の相談員が解決・自立に向けた支援を行う機関です。
いんば障害者相談センター	障がいの種別や年齢に関わらず、生活の相談に応じ、一人ひとりに合わせたサービスの調整や、問題解決に向けた援助を行う、総合相談支援機関です。
海外にルーツを持つ人	本人や両親のいずれかが外国籍である、あるいは海外の文化的背景を持っている人たちのことです。育った場所自体は日本である人や日本国籍を取得した人も含まれます。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。
合理的配慮	教育の場や仕事の場、地域生活等に平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のことです。障がいのある人から求められた場合、行政・学校・企業等の事業者は過度な負担にならない範囲で合理的配慮を行うことが法律上求められています。
子育てコンシェルジュ	保育士や保健師等が、子育てに関する悩み等の相談に応じ、各種の子育て支援サービス等の情報を案内する事業のことです。
子育て支援センター	乳幼児やその保護者、妊産婦に対し、発育や健康、子育てに関する相談に応じるとともに、親子の交流を深めるための事業を実施しています。
こども家庭センター	市内にお住いのすべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機関です。
災害ボランティアセンター	地震等の大規模災害の発生時に、行政や地域と協力しながらボランティアに対するニーズの把握や調整を行う拠点であり、主に社会福祉協議会が設置します。
市民活動支援センター	市民活動に関する様々な情報提供を行うほか、各種相談に対応し、市民活動を支援する拠点です。令和7年度からはコスモスパレットのパレットⅡに移転しており、会議室等の貸し出しや市民活動に役立つ各種講座などを行っています。
社会資源マップ	高齢者の暮らしを支える商店や各種サービス、集いの場、医療機関などについて、情報を冊子にまとめたものです。生活支援コーディネーターの調査や聞き取り、社会福祉協議会支部その他各種団体からの情報などにより作成しています。
社会福祉協議会	地域福祉の推進を図ることを目的とし、誰もが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した活動を行う民間団体のことです。社会福祉法第109条に地域福祉の推進役として規定されています。
重層的支援体制	社会情勢の変化に伴い、地域住民の複雑化・複合化した課題への支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（断らない相談支援体制）、②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のことです。

用語	説明
生活支援 コーディネーター	地域において、高齢者への生活支援・介護予防サービスを提供する体制の構築に向け、コーディネートを行う人材です。
成年後見 支援センター	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人が、適切に成年後見制度を利用できるように支援し、成年後見制度の利用促進を図る拠点です（印西市社会福祉協議会内に設置）。
地域包括 支援センター	高齢者等が住み慣れたまちで、安心してその人らしい生活を継続することができるように、必要な支援を行う高齢者の総合相談窓口のことであります。
8050問題	「80代の親と50代の子」を元にした語で、ひきこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し、収入が途絶えたり、病気や介護等で支援につながらなかったりしたまま、孤立、困窮してしまう問題のことです。
ピアサポート	同じような経験や境遇を持つ仲間（ピア）同士が、対等な立場で支え合う（サポート）活動のことです。
ピクトグラム	言葉を使わずに、図や記号だけで内容を伝える視覚的なサインのことです。
避難行動要支援者	高齢者や障がいのある人等、災害が発生した際に自力で避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難をするために、特に支援が必要な在宅の人のことです。
福祉の総合相談 窓口	「何をどう相談したらいいかわからない」ケース等も含め、福祉に関する悩みや困りごとについて、内容を限定せずに相談を受け、必要に応じて他機関につなぐ窓口です。
福祉避難所	市内で大規模災害が発生した場合に、指定避難場所での生活に困難をきたす要配慮者を受け入れるため、状況に応じて開設される避難所です。
ふれあいサロン	市内の各地域で行われる、誰でも参加して交流することのできる集いの場です。
保護司会	犯罪や非行をした人の更生を助ける民間ボランティア「保護司」による組織であり、対象者の生活環境の調整や相談対応等を行いながら、地域社会での再出発を支える活動を行っています。
ボランティア センター	ボランティア活動をしたい人と依頼したい人の相談を受け、橋渡しや情報提供、活動に関する相談支援、各種講座・研修等によるボランティア育成などを行っている拠点です。
民生委員協力員 制度	民生委員の負担軽減を図るため、活動の一部について補佐・協力する協力員を設置する制度のことで、各自治体が独自に設定します。
民生委員児童委員	民生委員は、厚生労働大臣より委嘱され、各地域で地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うボランティアです。民生委員は児童委員を兼ねており、児童委員は、地域のこどもたちを見守り、また子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行います。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことです。
ゆうゆうサービス	市内の高齢者や障がいのある方・単身世帯の方などを対象に、日常生活のちょっとした困りごとについて「困ったときはお互いさま」の精神で助け合い活動を行う、住民参加型の在宅福祉サービスです。
ユニバーサル デザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方のことです。

第5次印西市地域福祉計画

令和8年3月

発行：印西市 編集：印西市福祉部社会福祉課

〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2

TEL：0476-42-5111（代表） FAX：0476-42-0381

E-mail：syafukuka@city.inzai.chiba.jp

URL：http://www.city.inzai.lg.jp



印西市マスコットキャラクター
「いんざい君」